

平成 28 年 6 月 14 日

企業局業務課

(担当：海老根 029-301-4953)

企業局施設課

(担当：清水 029-301-4974)

企業局渇水対策連絡調整会議における受水団体会議の開催結果について

利根川上流ダム群及び鬼怒川上流ダム群の貯水率低下に伴い、利根川水系渇水対策連絡協議会（※）において、6月16日午前9時より利根川及び鬼怒川において10%の取水制限（暫定水利権は20%）を実施することが決定されたことを受け、本日、標記会議を開催し、水道利用者への節水の呼びかけについて協力要請するとともに取水制限時の対応及び影響について協議・確認しましたので、お知らせします。

※ 利根川水系渇水対策連絡協議会：国、関係都県、（独）水資源機構で構成

※ 関係受水団体

利根川浄水場管内：茨城県南水道企業団（龍ヶ崎市・取手市・牛久市・利根町）、守谷市

水海道浄水場管内：古河市、常総市、坂東市、つくばみらい市、境町

1 日時及び場所

利根川浄水場管内：平成28年6月14日13:30～ 企業局利根川浄水場
(取手市小文間)

水海道浄水場管内：平成28年6月14日13:30～ 企業局県西水道事務所
(筑西市辻)

2 協議結果

- ・利根川水系及び鬼怒川水系の渇水状況と今後の見通しについて確認。
- ・取水制限時の対応にあたり、連絡体制について確認。
- ・取水制限時の送水量や影響について確認。
- ・水資源の有効活用を図るため、幅広い広報活動を通じて利用者に対し節水への協力を呼びかける。

3 取水制限による影響等

今回、利根川浄水場において10%の取水制限を受けますが、これまでの送水実績と同程度の送水量は確保できる見通しであることから、取水制限の影響は回避できると見込まれます。

ただし、今回の取水制限を受け、利用者に対しては節水の呼びかけを行います。

なお、水海道浄水場は今回の取水制限の対象外となっております。